

## 令和3年4月より介護報酬が改定されます

介護報酬とは、施設等の事業者がご利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のことです。そのため、介護報酬の改定は、施設等の事業者の収入やご利用者の利用料金に大きく関係してきます（介護保険制度では3年毎に介護報酬が改定されています）。

令和3年度の改定の概要として、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。という目的で、各サービスの介護報酬が見直されます。

介護老人保健施設については、平成29年より介護保険法において「在宅復帰」・「在宅療養支援」が明確に位置づけられており、一定の基準を満たすと介護報酬において評価され、基準を満たさない場合は評価を下げるという仕組みになっています。

当施設と致しましては、令和3年4月以降も今まで通りのサービスを基本と考えておりますが、老健施設の役割を十分に担うべく、「超強化型」老健への移行も目指しています。「超強化型」老健に移行した場合は、利用料金等の変更もございますので、詳細が分かり次第ご説明申し上げます。



## 施設設定費用の変更のお知らせ

令和3年4月1日から介護保険外となる「施設設定費用」の変更がございます。施設をご利用中の方には、令和3年3月15日発送の郵便物に詳しい文書を同封しておりますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

**小口現金管理料：管理料 33円/日**

入所者個人の現金の取り扱いについて規定を定め、システム管理をおこなう事になりました。つきましては、施設に管理を依頼する場合は、「家族等の代理人」による依頼文書が必要となります。

**冷蔵庫使用料：66円/日**

3階フロアに冷蔵庫を設置することになりました。2階・3階に入所し、少量を冷蔵庫で管理しているご利用者・ご家族には継続して利用をご希望されるか確認をしています。

☆ R3.2.12 3F バレンタインフルーツデイ



3Fバレンタイン  
フルーツデイでは、  
甘味を楽しみました。



2Fは、「銀のさら」から、  
お寿司の出前を取り美  
しくいただきました。

2F 出前の日 R3.2.26



## 面会時のお願い

- 面会時間は10分となります
- 面会は2名までとなります
- 学生、児童の面会をご遠慮ください

4月面会予約は、3月22日から受付致します

受付時間：平日 10時～15時

面会時間：2F 第3・5週 3F 第2・4週

☆平日 10:30～12:00 13:15～14:00